

# 令和7年度湖西市内墓園・墓地・納骨堂需要等調査業務委託 公募型プロポーザル審査要領

## (目的)

第1条 この要領は、「令和7年度湖西市内墓園・墓地・納骨堂需要等調査業務委託」における受託候補者を選定するための公募型プロポーザル審査方法について必要な事項を定める。

## (審査の方法)

第2条 提案書の審査及び受託候補者の選定に係る審査方法は、令和7年度湖西市内墓園・墓地・納骨堂需要等調査業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の定めるところによるほか、次のとおりとする。

### (1) 審査委員

審査委員は、湖西市内墓園・墓地・納骨堂需要等調査業務委託公募型プロポーザル審査会設置要領の定めるところによるものとする。

### (2) プロポーザル審査の対象

参加表明書類一式、企画提案書類一式及びプロポーザル提案者からの説明等とする。

### (3) 評価基準等

審査項目、評価項目及び配点は、実施要領中「11. プロポーザル審査」のとおりとする。

#### ア 採点方法

審査項目、評価項目について審査委員が審査を行い、各審査委員の合計点（150点満点×5名＝750点）を採点結果とする。

#### イ 受託候補者の特定方法

各審査委員の採点結果の合計点を順位付けし、1位の者を受託候補者とする。

#### ウ 複数の同得点者が生じた場合

合計点が同点となった場合は、それらのうち1位（同順1位を含む。）とした委員の人数が最も多い提案者を上位とする。1位とした委員の人数が同数の場合は、2位以降について同様の判断を繰り返し行う。

#### エ 最低基準

受託候補者の決定においては、採点結果の合計点が配点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点（750点満点×0.6＝450点）を満たさない提案者は受託候補者とししない。

#### オ 本プロポーザルの参加者が1社の場合又はいない場合の取扱い

最低基準点を満たす場合は、当該提案者を受託候補者とする。最低基準点に満たない場合又は提案者がいない場合に事業を実施する場合は、再度公募を実施する。

## (その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、プロポーザル審査に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この要領は、令和7年8月20日から施行する。
- 2 この要領は、湖西市内墓園・墓地・納骨堂需要等調査業務委託の契約が締結されたとき、その効力を失う。